

韓国向け新潟県観光情報オンライン発信事業 業務委託仕様書

1 事業の目的及び趣旨

令和8年6月1日からの新潟＝ソウル線（以下、「ソウル線直行便」という。）が増便されたことから、より一層の、韓国市場における本県の認知度向上及び本県への来訪意欲の喚起が必要となっている。

本事業では、ソウル線直行便を利用した FIT 層誘客促進のため、グリーンシーズンを中心とした新潟県内の観光コンテンツ情報をオンライン上で発信することにより、韓国市場における新潟県観光情報及び旅行検討材料の充実を図ることを目的とする。

2 委託業務の名称

韓国向け新潟県観光情報オンライン発信事業

3 委託期間

委託日から令和9年2月26日（金）

4 ターゲット

韓国在住の訪日旅行関心層

5 委託業務の内容

(1) オンライン情報発信事業の実施

ア 韓国人旅行者がソウル線直行便を利用した旅行の検討に活用できる本県の観光情報を発信すること

イ 情報発信手法については、「7 効果測定の設定」にて設定の KPI を達成できる手法を提案すること。

ウ 情報発信に先立ち、本県の観光スポットや体験コンテンツ等取材すること。

エ 本事業での取材期間は、2026年9月から11月の3か月間とする。

オ 本事業での記事投稿期間は、取材終了後1か月以内とする。

(2) 情報発信後のフォローアップ

ア 情報発信効果を検証するため、「7 効果測定の設定」にて設定した目標の管理・把握・分析を行い、実施結果の評価を行うこと。

イ 各発信内容掲載後、概ね1週間程度を目途に、各投稿の成果、KPI の状況を簡潔にまとめて委託者に報告すること。

(3) その他のプロモーション活動

委託金額の上限内で実施可能な、その他プロモーション活動があれば提案すること。

6 留意事項等

(1) 取材、情報発信に係る手続き等

ア 取材コンテンツ候補については、取材時期や情報発信重点コンテンツ等を考慮の上、委託者と協議の上、決定すること。

【情報発信重点コンテンツ】

温泉、食（ローカルフード）・日本酒、豊かな自然

イ 取材許可に係る調整や施設、コンテンツ利用に係る手配、精算、権利関係の整理等、取材に係る関係機関との調整は受託者が行うこととし、関係者への説明にあたっては、県が実施する事業であること、事業の趣旨等をよく説明すること。

ウ インフルエンサー等が取材・情報発信をする場合、本事業の趣旨や記事投稿のルール等を説明する案内書類を作成して配布するなど、事業への理解を促すこと。

エ 受託者は取材者が旅行保険（旅行期間中における病気・怪我・物損等に対応するもの）に加入するように促すこと。

なお、旅行期間中に取材者が病気・怪我・物損等をした場合においても、委託者は一切の責任を負わない。

オ SNS 等での発信内容は、日本語に翻訳した上で、委託者へ報告すること。

カ 令和5年10月1日より施行された景品表示法第5条第3号の規制対象とならないよう、ステルスマーケティング対策を行うこと。具体的には、新潟県及び新潟インバウンド推進協議会が依頼主であること、新潟県及び新潟インバウンド推進協議会から金銭の授受や物品・サービスの提供を受けていることを、情報発信時に明示させること。

キ インフルエンサー等が取材・情報発信をする場合、取材コンテンツや交通事情等の評価・改善点に関するアンケートを実施すること。なお、アンケートの内容については、委託者と協議の上、決定すること。

(2) 費用負担の考え方

インフルエンサー等が取材、情報発信する場合、本事業費で負担するのは、訪日に係る旅費及び県内滞在に係る費用とし、上限額を設けることとする。なお、上限額については委託者と受託者で協議の上、決定する。

(3) 二次利用

本事業で取材者が撮影した素材（画像・動画）等の成果物に係る一切の権利は、新潟県及び新潟インバウンド推進協議会に帰属するものとし、事前に取材者・情報発信者等に確認し、承諾を得ること。

ただし、利用が困難と認められる場合は、委託者と受託者が協議の上、利用の可否等を決定する。

7 効果測定の設定

下記項目を KPI（目標値）として設定し、事業を実施すること。

(1) アウトプット

ア 韓国語による情報発信コンテンツ数 (NAVER ブログ、Instagram 投稿、
リール動画、You Tube 動画等) 合計 30 件以上

(2) アウトカム

ア SNS 等閲覧回数 (リーチ数) 合計 200 万リーチ以上

イ SNS 等投稿エンゲージメント数 合計 4 万件以上

8 成果物の提出

(1) 納入期限

ア 本業務の実施内容、配信結果、課題、提言等を整理した事業報告書を
以下の期限までに納入すること。

期限：令和 9 年 2 月 26 日 (金)

イ アの報告とは別に取材期間終了時点 (11 月末) における、SNS 等投稿内
容を記載した速報レポートを簡潔に作成して委託者に報告すること。

期限：令和 8 年 12 月 25 日 (金)

(2) 納入場所

新潟インバウンド推進協議会

(3) 納入方法

ア (1)アの最終事業報告書

実施内容・結果等をまとめた報告書及び提言 (A 4)

※PDF ファイルで納入すること。

※様式は任意とするが、視覚的に認識しやすいものと文字説明を組み
合わせて、大冊にならないように簡潔明瞭にまとめること。

イ (1)イの簡易レポート

A4 サイズを基本にメール提出すること。

9 再委託

原則、業務は受託者が実施すること。業務の再委託を行う場合は、あらか
じめ委託者の承諾を得ること。

10 その他

(1) 受託者は、委託者との協議の上、業務を進めること。

(2) 受託期間中は業務の進捗状況を定期的に報告すること。

(3) 当事業において取り扱う個人情報については、個人情報保護法、新潟県
個人情報保護条例に準じて、適正に取り扱うものとする。

(4) 受託者は、本事業の実施に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己
の利益のために利用することはできない。

(5) 本件委託の履行に伴い発生する成果物に対する著作権は全て委託者に
帰属する。

(6) 本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料について、第三者が

権利を有するものを使用する場合には、使用の際、あらかじめ委託者に通知するとともに、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は全て受託者が負うこと。

- (7) 本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたときあるいは本仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者が協議の上、決定する。